

## これまでに出された意見の概要

項目	具体的な意見
違反行為抑止のための制度の在り方	<p><b>(検討の視点)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実効性のある制裁制度とすること及び適正な手続が保障されることが重要。</u></li> <li>・ グローバルスタンダード、比較法の観点からの検討も必要。国際比較に当たっては、それぞれの国において法制度の形成の経緯に相違があることを踏まえる必要。</li> <li>・ 消費者保護の視点からの検討も必要。</li> </ul> <p><b>(手段の多様性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反行為の抑止のための多様な制度について、その違いや実効性を認識しながら議論する必要。</li> <li>・ 課徴金と刑事罰が併存するのであれば両者を選択的に適用することも検討すべきではないか。</li> <li>・ 独占禁止法違反行為の抑止のためには、違反をすれば色々な形で制裁があるという体系を整備していくことが重要。</li> <li>・ 国等が違反行為による不当な利益を剥奪することにより、被害者が損害賠償を得ることが困難になることはないか。</li> </ul> <p><b>(法人処罰等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業に対する処分は課徴金に一本化し、刑事罰は行為者個人に対してのみ科すこととすべき。</li> <li>・ 法人に対する刑罰は維持すべき。</li> <li>・ <u>独占禁止法の措置の対象が法人なのか、個人なのかという視点からの検討も必要。</u></li> </ul> <p><b>(二重処罰、罪刑均衡)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正独占禁止法により課徴金が制裁としての性格を持つようになったことに伴い、刑事罰との併科をどう考えるか整理する必要。</li> <li>・ 刑事罰と課徴金の併科は、「二重処罰」の問題というよりは、「罪刑均衡」の問題と考えるべき。</li> </ul> <p><b>(企業の役割(法令遵守))</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>課徴金の算定の際に企業のコンプライアンスへの取組を考慮すべきではないか。</u></li> <li>・ <u>課徴金の算定の際に企業のコンプライアンスへの取組を考慮することは適当ではない。</u></li> <li>・ <u>排除措置命令により、企業の法令遵守の取組を促していくべきではないか。</u></li> </ul>

項目	具体的な意見
	<p><b>(私人の役割)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>私人による差止請求訴訟について、対象となる行為を、不当な取引制限、私的独占に広げ、団体訴権を認める、文書提出命令を見直すなどの整備が必要。</u></li> </ul> <p><b>(私法上の行為の取扱い)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共調達における違約金等は制裁的なものであり、「制裁金」はこうした事情も考慮して算定するべきではないか。</li> <li>・ <u>課徴金を消費者に還元することは考えられないか。</u></li> </ul>
課徴金に係る制度の在り方	<p><b>(課徴金と裁量性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 裁量性を持つ課徴金制度の是非について検討すべき。違反行為に対する制裁は、その不利益の程度が当該行為の悪質性・重大性に見合ったものであることが必要ではないか。</li> <li>・ 悪質性を考慮すると倫理的な非難の色彩を帯びる可能性があり、行政措置としての課徴金と刑事罰との区別が曖昧になるのではないか。</li> <li>・ 現在の課徴金と刑事罰の役割分担や運用の機動性・迅速性の確保の観点も重要。<u>広範な裁量性のある制度とすると機能しなくなるのではないか。</u></li> </ul> <p><b>(課徴金の水準)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正独占禁止法の課徴金はまだ抑止力が十分とはいえないのではないか。</li> </ul>
審査・審判の在り方	<p><b>(適正手続の保障の必要性)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課徴金は場合により非常に高額なものとなり得るが、行政刑罰でないというだけで、刑事手続のような厳格な手続がとられないのは問題なのではないか。</li> <li>・ 手続面の改正は規制の実効性の向上を目的としたものであり、改めて変更する必要性はない。競争法については専門機関の判断を尊重すべきであり、行政審判を形骸化させるべきではない。</li> </ul> <p><b>(審判の事後手続化)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排除措置命令・課徴金納付命令を審判を経ずに出すのは適正手続の観点から問題ではないか。事前手続で十分な証拠開示、説明が行われる保障はあるか。</li> <li>・ 審判を事後手続化するのであれば、むしろ最初から地裁で争えるようにすべきではないか。</li> </ul>

項目	具体的な意見
	<p>・適正な手続かどうかについては、必ずしも事前手続だけで判断する必要はなく、事後の手続を含めた総体として判断すればよいのではないか。</p> <p><b>(審判の在り方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法の審判において、審判官と審査官を公正取引委員会職員が担当していることについては、外形的におかしいのではないか。審判制度の在り方については、専門性・中立性の観点からの検討が必要ではないか。</li> <li>・審判官を法曹資格者に限定するといった資格要件を設ける必要がないか。</li> <li>・単に法曹資格者というだけでなく、<u>独占禁止法や経済についての専門知識も必要ではないか。</u></li> <li>・<u>公正取引委員会の職員が審判官を務めるとしても、人事ローテーションの在り方を見直すべきではないか。</u></li> </ul>
不公正な取引方法に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正な取引方法についても罰則等の対象とすることを検討する必要があるのではないか。</li> <li>・公正取引委員会の勧告（排除措置命令）は十分抑止力があるといえるのではないか。</li> </ul>
その他	<p><b>(公共調達問題)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共調達における談合抑止のためには、天下りの禁止、予算制度・入札制度の改革、発注側の談合への関与の改善が必要なのではないか。</li> <li>・入札談合の問題については、発注者側、受注者側に競争のメリットを認識させるような仕組みを考えることが必要なのではないか。</li> <li>・入札談合は構造問題であり、こうした構造を解消するために、一定期間に限り、談合の共同申告を認め、法適用しないこととしてはどうか。</li> </ul>

(下線を付したものは、第6回会合で出された意見)